

豊中市環境基本計画等の策定支援及び進行管理等業務  
公募型プロポーザル方式実施要領

## 1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）では、豊中市環境基本条例に基づき豊中市環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進している。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、豊中市地球温暖化防止地域計画及び豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、地球温暖化対策を進めている。

現行の「第3次豊中市環境基本計画（改定）」、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」及び「第4次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定」が令和9年度（2027年度）で計画期間満了となることから、新たに「第4次豊中市環境基本計画（以下、「第4次基本計画」という。）」、「第3次豊中市地球温暖化防止地域計画（以下、「第3次地域計画」という。）」及び「第5次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第5次実行計画」という。）」を策定する。

策定にあたっては、上記で示した現行計画の検証結果をふまえつつ、社会情勢の変化や市が抱える課題の整理、幅広い市民意見の取り入れなど、多くのデータ収集や多様な分析を行ったうえで、目標や取組みについて見直しを行い、効果的に環境施策を進める内容にする必要がある。

そこで、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験があり、もっとも適正な企画力、技術力や実施体制をもつ事業者に策定支援業務を委託し、全局的な取組み及び市民の参画を図りながら、よりよい計画策定を行うことを目的とするものである。

本要領は豊中市環境基本計画等の策定支援及び進行管理等業務の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名称

豊中市環境基本計画等の策定支援及び進行管理等業務

### (2) 業務内容

別紙「豊中市環境基本計画等の策定支援及び進行管理等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 予定契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

### (4) 予算額（令和8年度～令和9年度）

委託料の上限は、22,066,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度内訳 消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度：13,392,610円 令和9年度：8,673,390円

### (5) 担当課

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

### 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 契約日までに豊中市への入札参加資格登録を行うこと。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 公租公課を滞納していないこと。
- (10) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

#### 4. 日程

	日程
実施要領等の公表	1月16日（金）
質問事項の締切	1月23日（金）17時まで（必着）
質問事項への回答	1月27日（火）
参加表明書の提出期限	1月30日（金）17時まで（必着）
その他応募書類の提出期限	2月9日（月）17時まで（必着）
第1次審査 (書類審査)	2月16日（月） (5者以上応募の場合のみ)
第2次審査 (プレゼンテーション審査)	2月24日（火） (時間・場所等は第1次審査後に通知)
審査結果の通知予定日	2月下旬予定
委託契約の締結予定日	3月下旬予定

※いずれも、令和8年（2026年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対し改めて通知する。

#### 5. 応募方法等

##### （1）実施要領等の公表

日時：令和8年（2026年）1月16日（金）

場所：市ホームページ

##### （2）質問事項の受付・回答

受付日時：令和8年（2026年）1月23日（金）17時まで（必着）

受付方法：「質問書（様式7）」をメールにて事務局あてに提出

（提出先アドレス：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp）

回答日時：令和8年（2026年）1月27日（火）

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載

個別に回答は行わない

##### （3）参加表明書の提出

提出日時：令和8年（2026年）1月30日（金）17時まで（必着）

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(4) その他応募書類の提出

提出日時：令和 8 年（2026 年）2 月 9 日（月）17 時まで（必着）

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(5) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げる場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

## 6. 応募書類

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1）

正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。

② 企画提案書（任意様式）

・様式自由、サイズは A4 で作成すること。

・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。

・別紙「豊中市環境基本計画等の策定支援及び進行管理等業務委託仕様書」に基づき、以下の企画提案を求める。

**【第 4 次基本計画】**

(ア) 市民ワークショップの企画

環境に関心が薄い層を含む幅広い市民の参加を募る手法を提案すること。

また、環境に関心が薄い人でも参加しやすく、理解を深められる内容とし、大人向けとこども向けの異なる対象に応じた内容を提案すること。

(イ) 第 4 次基本計画原稿のデザイン方針

環境基本計画の趣旨や内容を効果的に伝えることができ、環境に関心が薄い人でも「手に取りたい」「読んでみたい」と感じるような計画デザインの方針を提案すること。

**【第 3 次地域計画及び第 5 次実行計画】**

(ウ) 計画策定作業の着眼点と策定方針

社会情勢の変化、温対法第 21 条で定める「地方公共団体実行計画」に関する制度の推移、市環境施策の進捗状況などを踏まえて、長期目標（2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ）達成に向け課題と思われる事項や市のめざすべき姿、策定作業の進め方などについて提案すること。また、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向けた施策の方向性を提案すること。

**【共通事項】**

(エ) 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できること。

③ 提案者の概要（様式2）

- ・ 「従業員」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・ 「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・ 「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。別紙での提出も可能とする。

④ 提案者の業務実績（様式3）

⑤ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式4）

- ・ 「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野についての経歴を記載すること。
- ・ 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、本業務と類似する業務のうち代表的なものについて概要を記入すること。（複数記入可）

⑥ 業務執行体制調書（様式5）

- ・ 様式のレイアウトは適宜変更できるものとする。
- ・ 役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・ 現在担当している業務数の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。
- ・ 主な勤務場所は都道府県名を記入すること。

⑦ 見積書（任意様式）

- ・ 消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・ 内訳書を添付すること。

⑧ 公募日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式6）

⑨ 業務実績に係る他市町村の環境基本計画または地球温暖化実行計画（区域施策編・事務事業編）

- ・ 複数ある場合は代表的なものを一部

(2) 提出期限

参加表明書：令和8年（2026年）1月30日（金）17時まで（必着）

その他応募書類：令和8年（2026年）2月9日（月）17時まで（必着）

※応募書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

(3) 提出方法

- ・ 持参（平日9時から17時15分まで）、郵送等により提出するものとする。
- ・ 持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認すること。
- ・ 応募書類の正本1部と、応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出すること。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 第一庁舎 5 階 環境部ゼロカーボンシティ推進課

## 7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査する。
- ・応募事業者が 5 者以上あった場合のみ、第 1 次審査（書類審査）を行う。企画提案書及び企画提案書に基づく第 2 次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ・第 2 次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としない。
- ・選定委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

○第 2 次審査（プレゼンテーション）の概要は以下のとおり。

- ① 日程は以下のとおり（時間・場所等は提案者に別途連絡する）  
令和 8 年（2026 年）2 月 24 日（火）
- ② 発表時間は各提案者につき 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度）とする。
- ③ プrezentation の順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プrezentation は、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め 3 名以内とする。

(2) 評価項目

項目	配点	評価内容
業務に対する理解度・企画提案力・責任感	15 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業目的や業務内容等を十分に理解のうえ、企画提案が行われているか</li><li>・企画提案において、事業の成果を高めるための創意工夫等が盛り込まれているか</li><li>・責任をもって委託業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか</li></ul>

企画提案 内容	80 点	<p><b>【第4次基本計画】</b></p> <p>(ア)市民ワークショップの企画（20点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い市民の参加を募る具体的な手法が示られており、市民が参加しやすい工夫がなされているか</li> <li>・大人向けとこども向けのそれぞれ環境に关心が薄い層でも参加しやすく、楽しみながら理解を深められるようなプログラム内容となっているか</li> </ul>
		<p><b>【第4次基本計画】</b></p> <p>(イ)第4次基本計画原稿のデザイン方針（10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の趣旨・内容を、専門知識がない市民にも効果的かつ分かりやすく伝えるための具体的なデザイン方針やその根拠が示されているか</li> </ul>
		<p><b>【第3次地域計画及び第5次実行計画】</b></p> <p>(ウ) 計画策定作業の着眼点と策定方針（第3次地域計画：20点、第5次実行計画：20点 計40点）</p> <p>第3次地域計画及び第5次実行計画それぞれについて、計画策定方針を示すこと。なお、評価項目は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定方針は、社会情勢の変化や市環境施策の進捗状況などをふまえたものとなっているか</li> <li>・温室効果ガスの算出にあたっては、具体的な算出の考え方が示されているか</li> <li>・2050年温室効果ガス実質ゼロ達成に向けた施策のコードマップや取組みは市の特性をとらえたものとなっているか</li> </ul>
		<p><b>【共通事項】</b></p> <p>(エ) 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できること（10点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の記載事項以外で本業務の目的に照らし、効果的に具体的な提案があるか</li> </ul>
見積り 金額	5 点	
処分歴等	内容に より 減点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募日から過去3年以内の処分歴等</li> </ul>

(3) 審査結果の通知

結果は 2 月下旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が 2 者の場合は次点者の採点結果は公表しない

## 8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- (2) 委託上限額を超える提案を行った場合
- (3) 応募書類において虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がない場合
- (5) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (6) 一団体で複数の提案をした場合
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (9) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (10) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (11) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認めた場合

## 9. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選定後、企画提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 応募書類は、返却しない。
- (4) 応募者の申出による提出期限以降の応募書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 参加表明書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（任意様式）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

## 11. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3－1－1  
(事務局) 豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課  
担当：上田、菅  
TEL：06-6858-2128 FAX：06-6842-2802  
E-mail : chikyu@city.toyonaka.osaka.jp